

みよし市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年9月29日

みよし市長 小山 祐

みよし市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号）に定めるもののほか、自ら居住する住宅に家庭用防犯カメラを設置する者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 地域における犯罪等及び自ら居住する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。以下「自宅等」という。）への侵入盗の未然防止を図るため、屋外に継続して設置する撮影装置で、撮影範囲に自宅等及び市長が認める程度の公共空間を含み、かつ、撮影した画像を記録する機能を備えたものをいう。
- (2) 公共空間 道路、公園、広場その他不特定多数の者が利用又は通行する場所をいう。
- (3) 画像データ 家庭用防犯カメラの録画装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、画像表示装置を用いて表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、家庭用防犯カメラの設置を推進することにより、地域における防犯力の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内において自宅等に居住する者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されているものであること。
- (2) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者による自宅等への家庭用防犯カメラ設置事業とする。ただし、次に掲げる家庭用防犯カメラを除く。

- (1) 継続して撮影するものではないもの
- (2) 夜間撮影ができないもの
- (3) 追跡機能を有するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が補助対象事業として不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 家庭用防犯カメラの購入費
- (2) 家庭用防犯カメラ設置工事費（既存設備の撤去及び移設に要する費用を除く。）
- (3) 家庭用防犯カメラ設置の表示に係る費用

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手しようとする日の15日前までにみよし市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置する家庭用防犯カメラの概要が分かる書類（カタログ等）
- (2) 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
- (3) 家庭用防犯カメラの設置場所の現況写真及び見取図（撮影予定範囲を明示したもの）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 自己の所有する自宅等であることを証する書類（自己の所有する自宅等でない場合にあつては、自宅等の所有者による家庭用防犯カメラの設置の同意書）
- (6) 住民票の写し（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (7) 市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類のうち、公簿等により確認ができるものについては、当該書類の添付を省略することができる。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があつたときは、速やかにその内容を審査

し、必要があると認めるときは現地調査等を実施し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、みよし市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、みよし市家庭用防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、みよし市家庭用防犯カメラ設置費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用防犯カメラの設置に係る領収書の写し
- (2) 設置した家庭用防犯カメラの現況写真
- (3) 設置した家庭用防犯カメラにより撮影された画像データを印刷したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を実施し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、みよし市家庭用防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかにみよし市家庭用防犯カメラ設置費補助金補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。